



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

税関の「事前申告、到着後検査通過」通関スキームに関して

パートナー 弁護士 廖 勇
 弁護士 宮 雲飛

貨物を積載したコンテナ船が着港後、輸入企業は税関に対し申告、納税を行います。このような伝統的な通関スキームは既に数十年間踏襲されてきました。しかし 2013 年から、蘇州工業園総合保税区が税関業務において先駆けて「事前申告、到着後検査通過」（以下、「事前申告」といいます。）の通関スキームを試行。2016 年以降、上海税関等の通関地では、越境貿易円滑化措置を一層向上させ、通関速度のさらなる改善に注力し、「事前申告」という通関スキームは企業に対し全面的に展開されました。企業は積荷目録情報を取得後すぐ税関に申告が可能となり、税関は事前に目録審査を開始します。企業に必要なのは、貨物着港前に税関の要求に従い関係付帯書類、輸出入貨物認可文書、及びその他証明文書を検査部門に提出し検査を受け、貨物が実際に着港後、税関が貨物の検査通過手続きを行うことのみとなります。

2018 年年初には、国務院が「政府工作報告書」において、2018 年に通関全体にかかる時間を更に 3 分の 1 に短縮すると明言しました。「事前申告」の通関スキームは、各地の税関で全面的に押し進められる見込みです。

一、「事前申告」についての法的根拠

「中華人民共和国税関輸出入貨物徴税管理弁法」(2018年改正)

第13条・・・

輸出貨物の到着前に、税関による先行申告への審査承認を経る場合には、当該貨物を積載した輸送手段の入境を申告する日に実施する税率を適用しなければならない。

・・・

「中華人民共和国税関貨物輸出入申告管理規定」(2018年4月改正)

第18条 税関の認可を経る場合、輸出入貨物の荷受人・荷送人、及び委託を受けた通関企業は、船荷証券(インボイス)又は積載貨物リスト(積荷目録)データを取得後、税関に対し事前申告することができる。

輸出入貨物の品名、規格、数量等が既に確実であり間違いがない場合には、認可を経た企業は、輸入貨物の輸送開始後、若しくは着港前、又は輸出貨物が税関の監督管理場所に持ち込まれる日の直前3日間うちに、税関に対し事前に通関手続きを行うことができる。かつ、税関の要求に従い関係する添付書類、輸出入貨物認可文書及びその他の提出が必要な証明文書を提出し、検査を受けることができる。

事前申告する輸出入貨物の許可証の有効期限に対する検査・照合については、税関が申告を受理した日を基準とする。事前申告する輸出入貨物の税率、為替レート適用は、「中華人民共和国輸出入関税条例」の関係規定に従い手続する。

「税関総署公告2014年第74号—輸出入貨物の事前申告管理についての要求の明確化に関する公告」

一、輸出入貨物の荷受人・荷送人、及び委託を受けた通関企業が事前申告をする場合には、船荷証券(インボイス)又は積載貨物リスト(積荷目録)データを先に取得しなければならない。そのうち、輸入貨物を事前申告する場合には、貨物を積載し入境する輸送手段が輸送開始後、又は税関の監督管理場所に到着する前に税関に対し申告しなければならない。輸出貨物を事前申告する場合には、貨物が税関の監督管理場所に到着する直前3日間うちに税関に対し申告しなければならない。

二、「事前申告」の前提

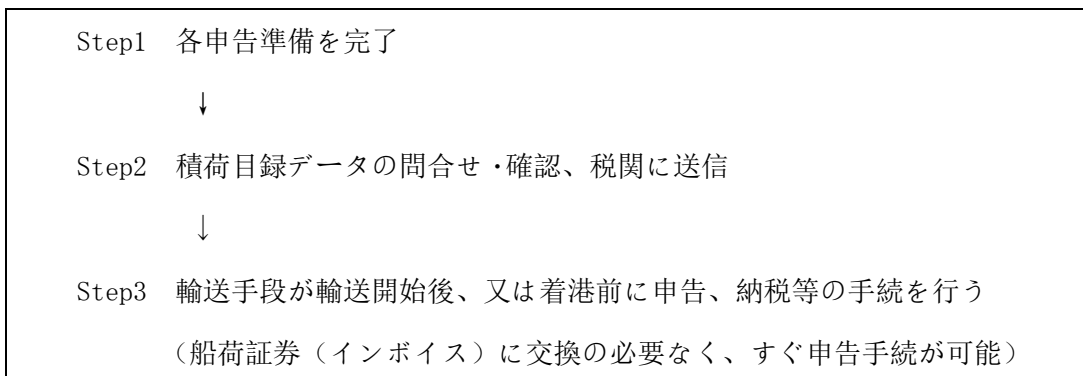
「事前申告」は、税関が企業の通関速度を速めるため、貨物到着前に事前に書類審査を行い、貨物が通関地に到着後すぐ受け取りができるようにする通関円滑化措置です。他の通関円滑化措置と同様に、「事前申告」は企業の信用状況と連動する必要があります。そのため、企業が「事前申告」を行う前提は、「税関の認可を経る」ことです。「事前申告」には、輸出入貨物の積荷目録データが税関に送信済みであり、かつ輸出入貨物の品名、規格、数量等の要素が既に確実であり間違いがないことを要求されます。輸出入貨物の荷受人・荷送人、及び委託を受けた通関企業は、事実の通り申告しなければならず、かつ申告内容の真実性、正確性、完全性及びそれが規範的であることに相応の法的責任を負わなければなりません。

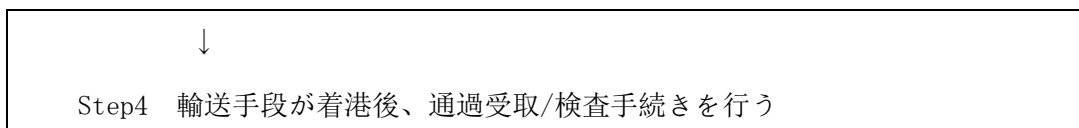
三、「事前申告」期間の限定についての要求

事前申告に関して、輸入貨物については、貨物を積載し入境する輸送手段が輸送開始後、又は税関の監督管理場所に到着する前に税関に対し申告しなければなりません。輸出貨物については、貨物が税関の監督管理場所に到着する日の直前3日間のうちに税関に対し申告しなければなりません。つまり、「事前申告」の「事前」には期間の限りがあります。実務において、ある企業は手元にある許可証をその有効期間内に通関させるため、事前の大変長い期間、半年又は1年前から税関に申告することがありますが、これは税関の関連規定に違反します。また、「中華人民共和国税関貨物輸出入申告管理規定」においては、事前申告する輸出入貨物の許可証の有効期限に対する検査・照合については、税関が申告を受理した日を基準とすると、明確に定めています。

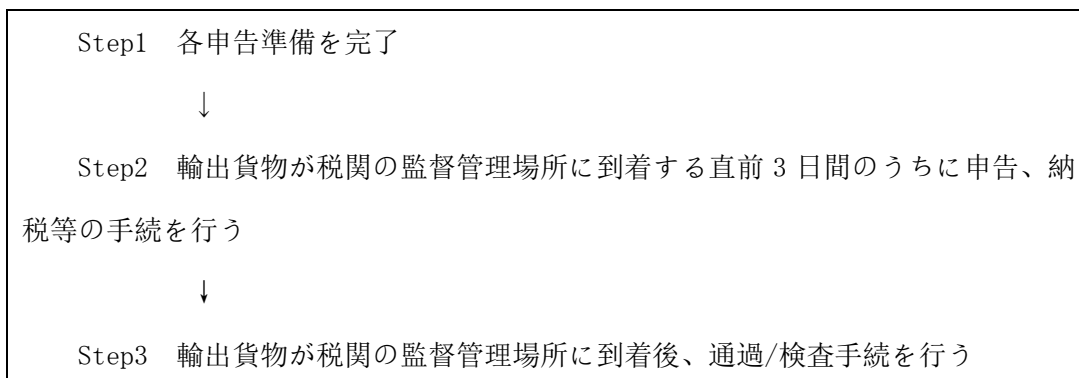
四、「事前申告」の操作フロー

(1) 輸入貨物の「事前申告」フロー





(2) 輸出貨物の「事前申告」フロー



五、「事前申告」のメリット【1】

(1) 伝統的な「貨物着港後、申告して輸入」のスキームと比べ、輸入の「事前申告」スキームの下では税関の通関作業の前提が、貨物全体の通関時間を大幅に短縮することで、実務においても従来の3、4日間から半日まで短縮される可能性があります。

(2) ペーパーレス化方式の申告及び税金の電子決済の採用、かつ検査に関わらない貨物について、企業は貨物輸送段階で申告前準備及び申告手続を完了することが可能で、貨物が通関地に到着後すぐに受取り運ぶことを実現します。

本資料の著作権は世民法律事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複製することは固くお断りいたします。

本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。

¹ 参考：<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302425/2003214/index.html>